

平成29年度等級等ごとの職員の数公表について

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条の3第2項の規定に基づき、年度当初(平成29年4月1日現在)における等級等ごとの職員の数公表します。

1 三川町一般職の職員の給与に関する条例

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 主事の職務 2 技師の職務 3 主事補の職務 4 技師補の職務 5 保育士及び教諭の職務 6 保健師の職務	16	19.3	主事	7	28	33.8	係員級
				主事補	3			
				保育士	3			
				幼稚園教諭	3			
				計	16			
				2級	1 高度の知識経験に基づき困難な業務を分掌する主事の職務 2 町長が前号と同等と認める技師、保育士、教諭及び保健師の職務			
保育士	2							
保健師	1							
計	12							
3級	1 係長及び主任の職務 2 町長が前号と同等と認める技師、保育士、教諭及び保健師の職務 3 職務の複雑、困難及び責任の程度が前2号と同程度として町長が別に定める職務	25	30.1	係長	6	25	30.1	係員級・係長級
				主任	14			
				主任保育士	1			
				保育士	1			
				幼稚園主任教諭	1			
				保健師	2			
				計	25			

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
4級	1 主査の職務 2 副園長の職務 3 高度の知識経験に基づき困難な業務を分掌する係長の職務 4 職務の複雑、困難及び責任の程度が前各号と同程度として町長が別に定める職務	12	14.5	主査	10	12	14.5	主査級
				副園長	2			
				計	12			
5級	1 副主幹の職務 2 課長補佐、室長補佐の職務 3 局長補佐の職務 4 職務の複雑、困難及び責任の程度が前各号と同程度として町長が別に定める職務	8	9.6	課長補佐	7	8	9.6	課長補佐級
				指導主事	1			
				計	8			
6級	1 会計管理者、課長、室長及び主幹の職務 2 議会事務局長、農業委員会事務局長の職務	10	12.0	会計管理者	1	10	12.0	課長級
				課長	7			
				主幹	1			
				議会事務局長	1			
				計	10			
合計		83	100					